

第十回国会 文部委員会 議 録 第一号

昭和二十六年一月三十日(火曜日)

午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事 小林 信一君 理事 松本 七郎君

岡延右エ門君 小西 英雄君

坂田 道太君 佐藤 重遠君

高木 章君 圓谷 光衛君

飛嶋 繁君 若林 義孝君

井出一太郎君 笹森 順造君

渡部 義通君 小林 進君

出席國務大臣 文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員 文部事務次官 水谷 昇君

文部事務官(初等中等教育局長) 辻田 力君

文部事務官(社教局長) 西崎 惠君

文部事務官(調査普及局長) 關口 隆克君

委員外の出席者 専門員 横田重左衛門君

専門員 石井 易君

昭和二十五年十二月十一日

委員岡延右エ門君辭任につき、その補欠として大野伴陸君が議長の指名で委員に選任された。

同日 委員大野伴陸君辭任につき、その補欠として岡延右エ門君が議長の指名で委員に選任された。

昭和二十六年一月二十六日

社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)(予)

同月二十九日

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)(予)

同月十六日

千葉大学工学部を工学部に改組反対に関する請願(玉置實君紹介)(第一六号)

金沢大学に夜間短期大学設置の請願(坂田英一君外四名紹介)(第一七号)

教職員の結核対策強化に関する請願(福田昌子君紹介)(第一八号)

同(小坂善太郎君紹介)(第一九号)

同(田中重彌君紹介)(第一〇一號)

教育公務員の子弟に育英資金優先貸与に関する請願(庄司一郎君紹介)(第二〇号)

教員住宅建築費国庫補助に関する請願(庄司一郎君紹介)(第二一號)

六・三制校舎建築費国庫補助継続等に関する請願(志田義信君紹介)(第二二號)

大和小学校雨天体操場改築費国庫補助の請願(稻田直道君紹介)(第二三號)

通信教育費国庫補助に関する請願(若林義孝君紹介)(第二四号)

教育財政確立に関する請願(且四郎君紹介)(第二五号)

同(赤松勇君紹介)(第二六号)

同(八百板正君紹介)(第二七号)

同外二件(鈴木義男君外一名紹介)(第二八号)

同外七件(松井政吉君紹介)(第二九号)

同外一件(川島金次君紹介)(第三〇号)

同外十五件(橋本登美三郎君紹介)(第三一號)

同(川端佳夫君紹介)(第三二號)

同(小松勇次君外一名紹介)(第三一八号)

同外十八件(佐竹晴記君外一名紹介)(第三四〇号)

教育予算増額の請願外十四件(船越弘君外二名紹介)(第三三三號)

同外八件(佐竹新市君紹介)(第三四一號)

高知県下公立高等学校の教育費増額に関する請願(長野長廣君紹介)(第一〇二號)

同月二十五日

教育財政確立に関する請願外十三件(牧野寛榮君紹介)(第一四二號)

同(吉米地義三君紹介)(第一四二號)

同外十五件(岡司安正君紹介)(第一四三號)

同外十件(池田正之輔君紹介)(第一四四號)

同外八件(上林興市郎君紹介)(第一四五號)

同(山崎岩男君紹介)(第一四六號)

同外二件(井出一太郎君紹介)(第一四七號)

同(且四郎君外八名紹介)(第一四八號)

同外七件(玉井祐吉君紹介)(第一四九號)

同(岡良一君紹介)(第一五〇号)

同外三十二件(坪川信三君紹介)(第一五一號)

同外二件(足鹿覺君紹介)(第一五二號)

同外十八件(佐竹晴記君紹介)(第一五三號)

同外六件(床次徳二君紹介)(第一五四号)

同外九件(大野伴陸君紹介)(第一五五号)

同(小松勇次君紹介)(第一五六号)

同外七件(柳原三郎君紹介)(第一五七号)

同外十一件(平野三郎君紹介)(第一五八号)

同外十一件(加藤錦造君紹介)(第一五九号)

同外一件(田中繼之進君紹介)(第一六〇号)

同(受田新吉君紹介)(第一六一號)

同(志賀健次郎君紹介)(第一六二號)

同(山本利壽君紹介)(第一六三號)

同(山崎猛君外七名紹介)(第一六四號)

同外八件(松井政吉君紹介)(第一六五号)

同外四件(坪川信三君紹介)(第一六六号)

若狭高等学校水産科を水産高等学校に独立の請願(奥村又十郎君紹介)(第一六七號)

国民平和運動展開に関する請願(石野久男君紹介)(第一一七号)

教職員の結核対策強化に関する請願(中原健次君紹介)(第一二八号)

同(井出一太郎君紹介)(第一二五号)

職業教育法制定に関する請願外一件(武藤嘉一君紹介)(第一二六号)

同月十六日

の審査を本委員会に付託された。

六・三制校舎建築に対する国庫補助の陳情書(長野県下伊那郡町村議会議長会長牧島忠夫外四十一名)(第一六六号)

小学校完全給食実施に対する国庫補助の陳情書(大垣市東海各市連合協議会会長大垣市長川井一)(第二四九号)

教育職員の待遇改善等に関する陳情書外九十五件(浜松市教職員組合委員長仙川東平外四百七十七名)(第二九号)

教職員の資格認定に関する陳情書(大阪府教職員組合吹田支部長岩城国武)(第四九号)

宗教と教育に関する陳情書(千葉県夷隅郡勝浦町浜勝浦十二番地安立寺植田智昭外一名)(第五七号)

同月二十六日

六・三制国庫補助費増額に関する陳情書(東京都港区西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齋藤邦雄)(第八四号)

職業教育法制定に関する陳情書(岡山市網浜二百二十三番地中国五県高等学校校長協議会議長尾野作次郎)(第九四号)

中学教育充実に関する陳情書(神戸市生田区中山手通四丁目兵庫庫中学校校長会長水野周蔵)(第一〇五号)

金沢大学夜間短期大学設置に関する陳情書(金沢市石川県議會議長島島徳次郎)(第一二九号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

社会教育法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二十九号)(予)
教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十一号)(予)

○長野委員長 これより会議を開きます。

議事日程に入ります。社会教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案は去る二十六日、予備審査のため内閣から送付された議案であります。これより提案理由の説明を聴取いたします。天野文部大臣。

社会教育法の一部を改正する法律案
社会教育法の一部を改正する法律

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条―第九条)」を「第一章 総則(第一条―第九条) 第二章 社会教育主事及び社会教育主事補(第九条の二―第九条の五)」に改め、第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる。

第一章の次に次の一章を加える。
第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)
第九条の二 都道府県教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置く。

2 市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事及び社会教育主事補を置くことができる。
(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。

但し、命令及び監督をしてはならない。
2 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)
第九条の四 左の各号の一に該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

一 大学に三年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、三年以上社会教育主事補の職又は官公署若しくは社会教育関係団体における文部大臣の指定する社会教育に関する職に就いた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

二 教育職員の普通免許状を有し、且つ、五年以上教育職員の職にあつた者で、第九条の五の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に三年以上在学して、六十二単位以上を修得し、且つ、大学において文部省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、一年以上社会教育主事補の職にあつたもの

(社会教育主事の講習)
第九条の五 社会教育主事の講習は、教育に関する学科又は学部を有する大学が文部大臣の委嘱を受けて行う。

2 社会教育主事の講習に關し履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部省令で定める。
第二章を第三章とし、以下一章ずつ繰り下げる。

附則
この法律は、教育公務員特例法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第 号)施行の日から施行する。

2 改正後の社会教育法第九条の四の規定の適用については、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)、旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)、旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)若しくは旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成諸学校又は文部省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は、大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得した者とみなす。

3 この法律施行の際、現に教育委員会に置かれていない市町村に於ては、教育委員会が設置されるまでの間、改正後の社会教育法第九条の二第二項中「市町村の教育委員会の事務局に」とあるのは、「市町村に、市町村の長の補助機関として」と読み替へるものとする。

4 前項の市町村に市町村の長の補助機関として置かれる社会教育主事及び社会教育主事補は、教育委員会が設置されるまでの間、当該市町村の長が任命するものとする。

5 この法律施行の際、現に従前の規定による一級又は二級の社会教育主事の職にある者(都道府県教育委員会の事務局の一級又は二級の職員でこれに相当する職にあ

るものを含む)及び市町村のこれに相当する職にある職員は、改正後の社会教育法第九條の四の規定にかかわらず、この法律施行後三年間は、社会教育主事となる資格を有するものとする。

6 左の各号に掲げる要件を具える者は、改正後の社会教育法第九條の四の規定にかかわらず、当分の間、社会教育主事となる資格を有するものとする。
一 教育事業、社会事業、児童福祉事業又は文部大臣の指定する社会教育に関するその他の事業に十年以上従事したこと。二年齢三十五年以上であること。

三 社会教育主事の採用志願者名簿を作成する都道府県教育委員会において社会教育主事となるのに十分な人格、識見を有する者である旨の認定をしたこと。

7 この法律施行の際、第五項の規定により社会教育主事となる資格を有する者は、別に辞令を発せられない限り、社会教育主事となつたものとする。

8 この法律施行の際、現に従前の規定による三級の社会教育主事の職にある者は、別に辞令を発せられない限り、社会教育主事補となつたものとする。

○天野國務大臣 今回政府より提出いたしました社会教育法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

今日内外の情勢よりいたしまして、社会教育の占める役割の重大さは、いまだ申し上げるまでもありません。

一昨年六月社会教育法、昨年四月圖書館法と、相次いで新しい法律が制定されまして、社会教育の分野は、逐次法制的な整備が進んで参りましたが、社会教育の画期的な振興のためには、まだまだたくさん問題が残つております。

これらの問題の中の一つは、地方において社会教育の仕事を担当する専門的な職員に關することであり、地方において社会教育に關する専門的な仕事を担当しているのは、社会教育主事であり、法令的な根拠として、教育委員会法施行令があるだけで、何らの資格も要求されておらず、その身分におきましても、専門的な教育職員としての取扱いは、まったくなかつたのであります。これに対しまして学校教育における指導主事につきましては、免許状制度もあり、また教育公務員特例法によりまして、身分上特別の取扱ひをしてゐるのであります。

近き地方公務員法が施行にありまして、地方公務員に關する制度が整備されるのを契機として、社会教育主事に關する法令の規定を整備し、社会教育振興の重要な一因にすべきであるとの世論が強くなつて参りましたので、社会教育主事と指導主事の取扱ひを、おのおの同じようにしようとの趣旨のもとに鋭意研究を進め、ここに教育公務員特例法の一部を改正して、社会教育主事を教育公務員とする措置と並んで、社会教育法の一部を改正する法律案を提出することになつたのであります。

次に、この法律案の骨子について申し上げます。第一に、社会教育主事及び社会教育主事補を、法律上の機関としたことであり、従来社会教育

第二に、社会教育主事及び社会教育主事補の職務を規定しております。指導主事の職務は、校長及び教員に対する助言、指導を行うとされておるのに対応しまして、社会教育主事の職務は、社会教育を行うものに対する専門的技術的な助言指導を行うものでありまして、社会教育主事補の職務は、社会教育主事の職務を助けるのであります。従いまして、学校教育の分野において指導主事の果す役割を、社会教育の分野においては、社会教育主事と社会教育主事補が果すわけであります。

以上本法律案の提議の理由と、その内容の骨子について御説明いたしました。したが、この法律案が成立しまして、社会教育主事及び社会教育主事補の制度に法的根拠が与えられますならば、わが国の社会教育を振興する上に資するところ、はなはだ大きいものがあるかと存じます。何とぞこの法律案の必要性を認められまして、慎重に御審議のほどをお願いいたします。

○西崎政府委員 社会教育法の一部を改正する法律案について、文部大臣の行いました提案理由説明を補足いたしまして、その大綱を御説明申し上げます。

社会教育は学校教育と異なりまして、その分野が広汎多岐にわたるものでありますから、社会教育主事の資格をきめないで、いわゆる人格、識見、経験で判断して任用すればよろしいということで、今日までやつて来たのであります。が、社会教育の分野が整備され、発展するに件い、社会教育の仕事に従事するためには、どうしても不可欠な専門的な技術、知識というものが要になつて参るのであります。さらにその上、教育公務員特例法の一部を改正する法律案によりまして、社会教育主

第五国会において制定されました村
会教育法の中におきまして、その第五
条及第六条に、教育委員会の社会教
育に関する仕事、具体的に列記して
ありますが、これらの仕事を行う職員
につきましては、社会教育法の中には
何らの規定もなかつたのであります。
また教育委員会法を見ましても、社会
教育に関する仕事を行う職員につきま
しては、特別に規定がなく、ただわづ
かに教育委員会法施行令に社会教育主
事に関する規定を見るのみでありまし
た。

の採用の場合におきましても、地方公共
 務員法の一貫原則の適用を受けない
 で、選考任用で行くように措置すると
 いうことになりますと、どうしても一

教育委員会の行う仕事を大きくわけますと、学校教育と社会教育であります。学校教育の分野において指導主事の果す役割を、社会教育の分野においては、社会教育主事が果すわけであ

例法の中に規定がありまして、法令が整備されております。これに対しまして社会教育主事に関しては、先ほども申し上げましたように、法律には何ら明確な規定が存しなかつたのであります。社会教育の重要性は、多くの識者によつて認められながらも、実際にこれを奨励するにはどうしたらよろしいかとありますと、なか／＼困難であり

まして、地方におきましても、社会教育主事を初め、関係者は非常な苦勞をしておるのでありますが、これら社会教育関係者に関する法令の規定を整備し、その職務からして、指導主事と同じような取扱ひをしてほしいという要望が非常に強くなつて参つたのであります。これらの要望に何としまして、こたへたいと思ひまして、いろいろ研究し

ておりましたところ、近く地方公務員法が施行になりまして、地方公務員に関する制度が確立されることとなりましたので、この機会に、懸案でありました社会教育関係者についての法令を整備し、社会教育振興の重要な一因となしめようとした次第であります。そこで社会教育関係者の設置、職務、資格に関する規定を社会教育法の中に、その身分取扱いを教育公務員特例法の中に入れまして、おおむね指導主事に関する規定と同じようにしようという趣旨で、教育公務員特例法の一部改正

社会教育法の一部を改正する法律案は、新たに第二章を追加するという形になつておりまして、条文四箇条と附則八項よりなつておりますが、以下その要点を申し述べたいと思います。

まず第九条の二は、社会教育主事及び社会教育主事補の設置に関する規定であります。教育委員会法施行令第十五条の規定により、現に置かれている社会教育主事と、本条により置かれる社会教育主事及び社会教育主事補との関係につきましては、附則第五項、第七項及び第八項の説明の際申し上げます。

さて社会教育主事及び社会教育主事補を都道府県の場合は、第一項により必ず置くとされておるのに対しまして、市町村の場合は、第二項により「置くことができる」とされておりますのは、市町村の場合は、設置を義務づけることによつて、市町村財政が急激な増大を来さないよう考慮したためであります。

次に、第九条の三は、社会教育主事及び社会教育主事補の職務に関する規定であります。社会教育主事の職務は、専門的な技術的な助言、指導を与えることでありますが、その対象は、社会教育関係団体、社会教育施設、学校開放関係者等から、広くは住民のすべてにわたるのであります。まことに広範囲なわけであります。ただ助言、指導の名のもとに命令や監督をしてはなりませんので、これを禁ずる規定を置いた次第であります。

第九条の四は、社会教育主事の資格

まず第一号では、短期大学卒業以上の基礎資格と、三年以上の経歴年数と、社会教育主事の講習の修了の三つの要件をあげております。第二号では、教育職員の普通免許状を有することと、五年以上の教育職員としての経歴年数と、社会教育主事の講習の修了の三つの要件をあげております。第三号では、短期大学卒業以上の基礎資格と、文部省令で定める科目の単位の修得と、一年以上の社会教育主事補としての経歴年数の三つの要件をあげております。これは将来社会教育学科というものが大学に置かれた場合に適用に

なる規定であります。

以上が本案できめた資格であります
が、今ただちに本案の規定だけで行く
となりますと、かえつて有能の士の社
会教育面への進出をはびこになる
おそれもありますので、本案の規定の
みによつて、十分優秀な社会教育主事
が得られるようになりますまでの間
は、どうしても特例が必要であります
し、またそのような特例があること
が、かえつて社会教育に幅を持たせる
ゆえんにもなりますので、附則第六項
によつて特例を認めまして、特別任用
ができるように規定してあります。な
お従前の規定、すなわち教育委員会法
施行令第十五条によつて、一級または
二級の社会教育主事である者及びこれ
に相当する者には、附則第五項の規定
によつて社会教育主事となる資格を三
年間与えることとし、さらに附則第七
項の規定によつて別に辞令を発せられ

ない限り、この一部改正法の施行の際、この法律に基く社会教育主事となつたものとするに於てありまして、十分無理のないようにしてあります。本条中、「大学」とありますところは当然旧制の学校を含む必要がありまうので、附則第二項にそのための規定を置いてあります。

第九條の五は、社会教育主事の講習に關する規定であります。本条は、図書館の専門職員であります司書、司書補のための講習の規定とは趣旨が異なるのであります。文部大臣が教育に關する学科または学部を有する大学に委嘱して行ふのであります。講習に關する細目は、文部省令で定めることにしております。

附則につきましては、第二項から第七項まではすでに触れましたので、第一項と第八項について簡単に御説明します。

第一項は、この法律の施行と教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行を同時にしようということでありまして、この法律の規定と特例法の一部改正法の規定とが、互いに重なり合つておりますので、どちらが先になりましても、不都合が生ずるためであります。

第八項は、従前の規定、すなわち教育委員会法施行令第十五条によりまして、三級の社会教育主事である者は、この法律施行の際、別に辞令を發せられない限り、社会教育主事補となつたものとする規定であります。附則第五項、第七項及び第八項によりまして、社会教育主事は一級、二級、社会教育主事補は三級の地方公務員ということになるわけで、この旨教育委員会法施行令に明確に規定するつもりであります。

以上が本法案の要旨であります。何とぞよろしく御審議をお願いいたします。

○長野委員長 次に、日程を追加し、教育公務員特例法の一部を改正する法律案を議題とするに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○長野委員長 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。これより提案理由の説明を求めます。天野文部大臣。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案
教育公務員特例法の一部を改正する法律
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「雜則（第二十一条・第二十二條）」を「雜則（第二十一条・第二十二條）」に、「附則（第二十三條・第二十四條）」を「附則（第二十三條・第二十三條）」に改める。
第二條第四項を次のように改める。

4 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。
第五條第三項から第五項までを次のように改める。

3 大学管理機関は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後十四日以内に請求した場合に、その者に對し、口頭又は書面で陳述する機会を与えなければならぬ。
4 大学管理機関は、第一項の審査を行う場合において必要があるとき

認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴することができぬ。
5 前三項に規定するもののほか、第一項の審査に關し必要な事項は、大学管理機関が定める。
第九條第一項中「国立大学の」を削る。
第十一條に次の一項を加える。

2 公立大学の学長、教員及び部局長の服務に關して、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一號）第三十條の根本基準の實施に關し必要な事項は、同法第三十一条から第三十八條まで及び第五十二条に定めるものを除いては、大学管理機関が定める。
第十五條を次のように改める。
第十五條 削除
第十六條第二項を次のように改める。

2 前項の採用志願者名簿は、教育長及び指導主事については、それぞれの免許状を有する者で採用を願ひ出たものについて、社会教育主事については、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七號）に定める必要な資格を有する者で採用を願ひ出たものについて、それぞれ都道府県の教育委員会が作成する。

第十七條の見出しを「教育長の退職等」に改め、同條に次の一項を加える。
2 教育長については、地方公務員法第二十二條（条件任用及び臨時任用）の規定は適用しない。
第十八條を次のように改める。
第十八條 削除
第二十一條を次のように改める。
（兼職及び他の事業等の従事）

第二十一條 教育公務員は、教育に關する他の職を兼ね、又は教育に關する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと所轄庁において認める場合には、給与を受け、又は受けないで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 前項の場合においては、国家公務員たる教育公務員にあつては国家公務員法第一條第一項の規定に基く人事院規則又は同法第四百四條の規定による人事院の承認又は許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては地方公務員法第三十八條第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

（公立学校の教育公務員の職階制）
第二十一條の二 職階制は、国立学校の教育公務員の例に準じて、すべての公立学校の教育公務員について実施するものとする。
（教育長の給与等）
第二十一條の三 教育長については、地方公務員法第二十三條から第二十五條まで（職階制及び給与、勤務時間その他の勤務条件）の規定は適用しない。

2 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については、他の一般職に屬する地方公務員とは別個に、当該地方公共団体の条例で定める。
第二十二條中「職務を行う者」の下に、「文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六號）第十三條に掲げる機関（日本芸術院を除く。）並びに文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四號）第二十條に

掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうちもつばら研究又は教育に従事する者」を加える。
第二十三條第二項中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を加える。
第二十五條第一項第八号中「文部大臣」を「任命権者に」改め、同條の次に次の五條を加える。
（分限、懲戒及び服務）
第二十五條の二 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校（大学を除く。以下この條及び第二十五條の三において同じ。）の職員の分限、懲戒及び服務については、地方公務員法第二十七條から第二十九條まで、第三十一条、第三十二條、第三十五條、第三十六條又は第三十八條に規定する条例、地方公共団体の規則又は地方公共団体の機関の定める規程（同法第三十八條に規定する人事委員会規則を含む。）で定めるものとされてゐる事項は、都道府県の設置する学校の職員の例によるものとする。

（不利並処分に關する審査機関）
第二十五條の三 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校の職員に對する不利並処分に關する審査については、地方公務員法第四十九條第四項及び第五十條に規定する人事委員会又は公平委員会の職務は、都道府県の人事委員会が行い、同法第五十一条の規定により人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるものとされてゐる事項は、当該都道府県の人事委員会の規則で定めるものとする。

掲げる国立博物館及び研究所の長及びその職員のうちもつばら研究又は教育に従事する者」を加える。
第二十三條第二項中「国家公務員法」の下に「又は地方公務員法」を加える。
第二十五條第一項第八号中「文部大臣」を「任命権者に」改め、同條の次に次の五條を加える。
（分限、懲戒及び服務）
第二十五條の二 教育委員会が置かれていない地方公共団体の設置する学校（大学を除く。以下この條及び第二十五條の三において同じ。）の職員の分限、懲戒及び服務については、地方公務員法第二十七條から第二十九條まで、第三十一条、第三十二條、第三十五條、第三十六條又は第三十八條に規定する条例、地方公共団体の規則又は地方公共団体の機関の定める規程（同法第三十八條に規定する人事委員会規則を含む。）で定めるものとされてゐる事項は、都道府県の設置する学校の職員の例によるものとする。

第二十五条の四 市町村立学校職員
給与負担法（昭和二十三年法律第

百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定めるものとする。

2 前項の都道府県の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法（昭和二十三年法律第百七十号）第六十一条に規定する事件の例によるものとし、都道府県の教育委員会は、その議案の原案を作成する場合において、市町村に教育委員会が置かれているときは、当該教育委員会の意見を聞かなければならない。

第二十五条の五 公立学校の教育公務員の給与の種類及びその額は、
当分の間、国立学校の教育公務員の給与の種類及びその額を基準として定めるものとする。

第二十五条の六 地方公務員法第五十二条第一項又は第二項の規定に基く都道府県又は当該都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員員職員工団體は、當分の間、給與、勤務時間その他の勤務条件に關し都道府県の當局と交渉するに於て、これらの職員員職員工団體と連合體を結成し、又はこれらの職員員職員工団體の間で、或はこれらの職員員職員工団體の間で、或はこれらの職員員職員工団體と連合體に加入することが出来る。

ては、前項の職員団体の連合体は、
同法第五十二条第二項の規定に基
く都道府県の職員の職員団体とみ
なす。

3
期大公務員法第五十二條第五項
及び第五十六條の規定の適用につ
いては、第一項の職員団体の連合
体は、同法第五十二條第二項の規
定に基く職員団体とみなす。
第二十八條及び第二十九條を次の
ように改める。

第二十八條及び第二十九條 削除

第三十三条を次のように改める。
(教育委員会の置かれていない市町村の社会教育主事に関する規定の脱替)

第三十三条 教育委員会の置かれていない市（特別区を含む。以下同じ。）町村の社会教育主事については、第十六条第一項及び第四項並びに第十九条第二項中「当該教育委員会の教育長又は当該教育委員会」とあるのは、「当該市町村の長」と読み替えるものとする。

第三十四条を削る。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の教育公務員特例法第五
条第三項から第五項まで（同法第
六条第二項及び第九条第二項にお
いて準用する場合を含む。）の規定
は、この法律施行の際現に大学管
理機関において審査中の事案につ
いても適用する。但し、改正後の
教育公務員特例法第五条第三項
（同法第六条第二項及び第九条第
二項において準用する場合を令
む。）の規定による請求をすること
ができる期間は、大学管理機関が

ら説明書を受領した後三十日以内とする。

3 地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定施行の際既に改正前の教育公務員特例法第五十五條第三項（同法第十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により教育委員会が審査の請求を受理している事案に関する審査については、地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律施行の際現に公立学校の教育公務員で地方公共団体の議会の議員を兼ねているものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十二条第二項の規定にかかわらず、その議員の残任期間中、なお議員を兼ねることができらる。

○天野國務大臣　今回政府から提出いたしました教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。

かねて懸案の地方公務員法は、前国

会において審定され、すでに公布されて
ました。この法律の制定によりまして、
国家公務員については国家公務員法、
地方公務員については地方公務員法
と、国、地方公共団体を通じて、公務
員に関する近代的人事行政制度が確立
されることとなつたわけであります。
しかしながら、いわゆる教育公務員の
人事行政につきましては、前述の一
つの公務員法のみをもつては、妥當な
結果が期待されるとは考えられない点
があるのであります。すでに国家公務
員法施行の際に教育公務員特別法が制
定され今日に至つたのは、この間の審

息を物語るものであります。すなわち、国家公務員たる国立学校の学長、校長、教員、部局長については、任用その他について、一般の国家公務員とは違つた取扱ひが講ぜられたのであります。が、それとあわせて地方公務員たる公立学校の学長、校長、教員、部局長、教育委員会の教育長、指導主事等、同

じく教育公務員と称せられる者についても、地方公務員法の制定を予想して、同じ趣旨の取扱いをする規定が設けられたのであります。この地方公務員法が先般公布され、その一部がいよいよ二月十三日から施行されることとなりましたので、それに伴つてこの際教育公務員特例法が、地方公務員法において認められる特例であることを明らかにいたしましたとともに、必要な調整を加え、あわせて、とりあえず最小限必
要と考えられる事項をさらに特例として追加したいと考え、この改正案を用意いたしました次第であります。

改正の要点は次の通りであります。

ます地方公務員法の施行に伴ひ、改正されて、第一点は、地方公務員法により、人事委員会設置の有無により、当該地方公共団体の設置する公立学校の教育公務員について、職階制があり、またその方法も地方公共団体のごとに区々となりますので、すべての公立学校の教育公務員について、国立学校の場合に準じ職階制を実施することといたしますとともに、これら公立学校の教育公務員の給与についても、当分の間国立学校の教育公務員の給与を基準として定めるように規定いたしましたのであります。

第二点は、教育委員会の教育長は、一般職に属する地方公務員となります。

が、その職務の内容と任期がらいつても、当然一般職に属する他の地方公務員とは異なると取扱ひをすることが必要であると考えられます。そこで条件要であると考えられます。そこで条件付任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件について、こうした要求に適合し得るよう特別の措置を用意いたしました。

第三点は、地方公務員法の施行に伴い、経過的に必要があるため、公立学校の職員について措置を講じたものであります。すなわち、第一に、市町村の設置する公立学校の職員の任免その他の人事に関する事務は、当該市町村には、都道府県が設置されていない場合には、都道府県の教育委員会が所管しておりますので、これら市町村立学校に職員のみ限、懲戒、服務については、都道府県の設置する学校の職員と同様にし、これらの者に対する不利益処分審査は、都道府県の人事委員会が行うことといたしました。次に市町村の設置する学校の教員のうち、義務教育に従事する者等の俸給その他の給与は、都道府県が負担しておりますので、これらの者に関する給与、勤務時間その他の勤務条件は、都道府県が条例で定めるものといたしましたのであります。さらに第三として、以上述べましたように、市町村に教育委員会が置かれていないとか、あるいは職員の給与を負担するものが都道府県であるとか等、他の市町村の職員には見られない特別の事情から、県、市町村単位の職員団体以外に当分の間、都道府県の当局と給与、勤務時間その他の勤務条件につき交渉することのできるように、都道府県内の職員の団体の連合団体の結成を認めることが必要であり、かつ教職員の利益にもなると考えたのであります。

す。

なお以上のほかに次のような改正を加えることにいたしました。その第一点は、大学管理機関の行う事前審査の手続についてであります。現行の規定では、運用上多少疑義があり、そのため実施上にも支障を来す場合が少なくないので、この点改正を加えた次第であります。次は、社会教育主事を教育公務員としたことであります。これは現在学校教育の指導的役割を果すべき指導主事が教育公務員となつてゐるのに対応し、社会教育主事の指導的役割の重要性、従つてその職務と責任の特殊性はもちろん、その具体的な勤務の態様も、きわめて前者と類似いたしておりますので、この際教育公務員としたのであります。

元来教育公務員の人事管理については、一般の公務員とは異なつた要素があり、従つてそれに応じ得るだけの体系的な制度が必要と考へます。それなくしては、教育公務員の待遇の適正化は期待することができないといつても過言ではありません。このことは、特に公立学校の教育公務員について、なお根本的に検討する必要があると思ひますが、ただ近い将来において第二次米國教育使節団の勧告、あるいはまた昨年末における地方行政調査委員会の地方公共団体の事務配分に関する勧告等に見られる教育行政全般、教育委員会制度の改革に関する意見等を参考として、教育委員会の行政財政制度の全般にわたつて再検討を加へ、改善を施す機会があると考えますので、これらについてはその際に議ることとし、今回の改正は地方公務員法施行、あるいはその他教育公務員特例法施行の実

情にかんがみ、最小限度必要であると考へられるものに限定したのであります。

以上、本法案の提案の理由及びその概要について御説明申し上げます。なお御承知の通り地方公務員法の一部は来る二月十三日から施行されることとなつておりますが、教育公務員特例法が地方公務員法の特例であることの原則を明らかにするため、さらに公立学校の教育公務員で地方議会の議員を兼ねてゐる者の既得権を認めなければならぬこと、あるいは市町村立学校の職員の給与、服務、職員団体等に関する事項が、市町村の条例なりその機関によつて規律されることになると受当でないで、その点を適当に措置する等の必要から、本法案の制定公布は、地方公務員法が施行される二月十三日までにはいたしたいのであります。何とぞこの点御配慮の上、この改正法案の必要性を認められ、慎重御審議の上御賛成くださらんことをお願いいたします。

○長野委員長 次に補足説明として、關口政府委員にお願いいたします。

○關口政府委員 ただいま大臣から本法提案の御説明がございましたが、私からさらにこれを補足しまして詳細に御説明申し上げます。

教育公務員特例法は、国家公務員及び地方公務員で、いわゆる教育公務員とされた者及びこれに準ずる者について、国家公務員法なり地方公務員法で規律されるのは適当でないと考えられる事項につき、特例を設けたものであります。ただ地方公務員たる教育公務員につきましては、教育公務員特例法制定の当時は、いまだ地方公務員法

が制定されておりましたので、公立学校の学長、校長、教員及び部局長につきましても、教育公務員特例法第三十三条に、地方公務員法が制定施行されるまでは同法に規定されているもの以外は、政令で特別の定めができるということにいたしました。その任用、分限、懲戒、服務等については、都道府県の事務吏員または技術吏員と同様の取扱ひとし、給与については国立学校の教育公務員の例によつては、教育長及び指導主事につきましても、教育委員会法第八十一条及び同法施行令において措置して今日に至つたのであります。しかるところ、昨年十二月十三日、地方公務員法が制定公布されました。同法に規定する職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件、服務職員団体等に関する事項は、同法公布の日から二月を経過した日、すなわち来る二月十三日から、その他の規定は八月あるいは一年半ないし二年を経過した日から施行になりますので、早急に教育公務員特例法の改正を行う必要が生じたのであります。

以上の事情がありますので、今般の改正は、主として地方公務員法の施行に伴ひ、教育公務員特例法の改正を行うことによつて、同法が地方公務員法第五十七条にいう特例であり、従前の法令で地方公務員法に抵触するものではないことを明らかにすると同時に、前に申し述べました種々の暫定措置、すなわち教育公務員特例法第三十三条及び教育委員会法第八十一条に基き取扱ひを検討し、あわせて新たに特例として追加すべきものを規定いたしたのであります。

本法案の内容を、かりに三つのグループに分類いたしますと、第一は、地方公務員法施行に伴う整備及び経過的なものと、新たに特例を加へるものとであります。前者は第九條第十五條、第十八條、第二十一條、第二十三條、第二十五條から第二十五條の六まで、第二十八條、附則第三項及び第四項であり、後者は第十一條、第十七條、第二十一條の二及び第二十一條の三であります。第二のグループは、社会教育主事を教育公務員とする関係のものであります。第二條、第十六條及び第三十三條はこれに該当いたします。第三のグループは、大学管理機関の行う事前審査を改めるものであります。第五條及び附則第二項がそれでありま

す。

次に、逐条に御説明申し上げます。

第二條第四項は、教育公務員として社会教育主事を加へるものであります。現在のところ、教育長以外の教育委員会の職員のうち、教育職員免許法に定めず免許状を必要とする者、すなわち指導主事を専門的教育職員と呼んで、教育公務員としたのであります。が、新たに社会教育主事をこの際教育公務員としようといふのであります。これは指導主事が学校教育において、社会教育主事は社会教育において、それ／＼指導と助言を与える専門的職員である点で、まったく同様の職務と責任を有し、かつ勤務の態様においても類似したものがありますので、この際社会教育主事について、その資格を別途社会教育法の一部改正を行つて明確にする措置と並行して、有能な人材を登用し、社会教育振興に備へるための方途の一環として、かかる措置をいたしたいのであります。

第五條は、大学の教育公務員の意に反する免職、転任等の処分について、大学管理機関の行う事前審査の制度であります。現行規定が運用上疑義を招きやすく、実施上往々支障を生じま

すので、第五條第三項から第五項までを改め、手続を明らかにするとともに、大学みづからその運営の細部を決定して行くことにいたしました次第であります。

第九條の改正及び第二十八條の削除は法文體裁上の整理であります。

第十一條は、現在国立大学においてとなつてゐる服務の細則を排除して、大学がみづからこれをきめて行く方式をとつてゐるのにならぬ、新たに第二項を設けて、公立大学においても同様の措置を講じ得るようにしたのであります。ただこの場合、国家公務員法と地方公務員法との規定の方式が異なつておりました。前者において職員団体の結成に関する事項及び勤務条件に関する事項が服務の中に含まれてゐるの

に、後者において、それが服務とは別の事項として取扱はれてゐる關係上、第一項と内容を同じくするため、このような規定にする必要があると考へます。

公立学校の校長及び教員の任命権者に関する第十五條第一項の規定は、教育委員会法第四十九條第五号に、第二項は地方公務員法第六條に明瞭であり、第三項は従来暫定的に校長、教員の身分保障のために設けられた制度であります。地方公務員法によれば、こうした場合、人事行政の専門機關として設置された人事委員会または公平委員会に審査の請求ができることとな

り、それによることとなるので、不要でありますから、全文削除いたしました。

第十六条第二項は、教育長、指導主事と社会教育主事について、地方公務員法に規定いたしますような競争試験の合格者を記載した採用候補者名簿による採用とは異なり、都道府県の教育委員会において採用志願者名簿というものを作成することとしたしております。この趣旨は、教育長、指導主事は、教育職員の免許状を有することを資格要件とし、社会教育主事は、免許状は要しませんが、やはり一定の資格要件があります。それ、特殊の職務内容と責任とを有する職員でありますので、選考により人材を採用する方法をとるべきであること、それがためにはあるいは教育職員の免許状を有すること、法律で定められた必要な資格を有している者は、採用の志願すれば一応ことごとく名簿に記載することとし、それ各任命権者にとりてそうした名簿を作成するよりも、都道府県を単位として作成し、広く人材の出馬を促し、かつ採用する方からいえば、努力、事務の経済をはかることができるという見地に立つのであります。なお社会教育法に定める資格とは、今般提案せられました社会教育法の一部を改正する法律案に規定されているところのものであります。

第十七条第二項は、教育長が御承知の通り一般職に属する地方公務員となるのでありますが、実はその職務の内容容または責任の度合いと申しますか、こうした点で教育委員会の一一般の行政事務職員とは異なっております。御承知の通り、教育委員会は、一般公選によ

つて直接選出されます。原則的には一般人の代表で構成されております。しかもその委員が一月に一回の定例会において、教育政策の根本方針を策定したものであります。こうした教育委員会に對しまして、教育長は専門的な助言機関として設けられたものであります。従つて任期四年という身分の保障も有しておるわけでありまして、この点から考えましても、六箇月の条件付任用を採用することは當を得ないものであり、また臨時的任用のごときは、教育長の職については一応考えられない制度でありますので、地方公務員法の当該規定の適用を排除した次第であります。

第十八条を削除するのは、第十五条とまったく同一の理由があるものであり、また第十五条削除に伴う当然の措置であります。

第二十一条は、現行制度において實際運営上とかく疑義が生じたのでありまして、この際地方公務員法の規定と関連して、両公務員法の例外規定として詳細な規定を定めたものであります。その趣旨とするところは、教育公務員が、教育に関する職務、事務等において、その特殊の技能を十分に発揮し得るように、しかもそのためには本務遂行に支障があるかないかの点について、最も適切な判断をなし得る所轄庁において認定し許可することとして、もつぱら手続の簡素化をはかつたのであります。

現行法における「法律若しくは人事院規則に特別の定がある場合」という字句を削りましたのは、法律あるいは人事院規則で兼職、兼業を認めている場合は、当然それが許されるのであつ

て、あえて明文を要しないのであります。ここでいふべきことは、もつぱらその際の許可承認の手続がどうかという点でありますので、第二項を設けて、国家公務員たる教育公務員にあつては、国家公務員法第百一条第一項の規定に基づく人事院規則、または同法第百四条の規定による人事院の承認または許可を要せず、地方公務員たる教育公務員にあつては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しないこととし、この規定の妥当適切な運営の道を開いたわけでありまして。

第二十一条の二については、教育公務員に職階制を実施すべきかどうか、また可能であるかどうかとの根本問題があります。国の場合、一応実施する建前になつてゐる關係上、これにならうこととしたいのであります。なお地方公務員法により、人事委員会のあつて都道府県、市の設置する公立学校の教育公務員に對してのみ職階制が実施されることとなり、人事委員会のないところの公立学校には実施されないこととなりますが、これは適當でないと考えますので、すべての公立学校の教育公務員に職階制を実施することとしたいのであります。

第二十一条の三を設けました理由は、先ほど第十七条第二項について御説明いたしましたのと、ほぼ同様の趣旨であります。なお給与については、現行法規においても、大体これと同様に、他の職員とは異なる条例で定めることとなつてゐるのであります。

第二十二條は、教育公務員に準ずる取扱ひを受ける職員に関する規定でありまして、国立または公立の各種学校

の校長、教員のほか、現在政令で大学の助手、非常勤の講師、高等学校以下の学校の養護助教諭、寮母、非常勤の講師等がこれに該当するものとされております。今回文部省設置法第十三条に掲げる文部省所轄の研究機関、すなわち国立教育研究所、国立科学博物館、緯度観測所、統計数理研究所、国立遺伝学研究所及び国立言語研究所並びに国立博物館及び研究所の長及びその職員のうち、もつぱら研究または教育に従事する者を選んで、こうした取扱ひにいたしたいのであります。これらの者は、たとえば大学附置の研究機関の教授、助教授と職務の内容は、大体同じでありまして、現に文部教官なり文部技官として取扱ひを受けているのであります。こうした機関の仕事は、實際的、基礎的調査研究を行い、あるいは教職員、生徒その他一般に對し、指導助言するものとされておりますので、その機関の職員について教育公務員に準ずる取扱ひをすることは、妥當な措置と考えられます。具体的には、政令をもちまして大学の教員に関する規定中、第四條、第七條、第十一條、第十二條、第二十一条を準用したいと考えております。

第二十三條は、本法が地方公務員法にも矛盾抵触しない旨を明らかにし、同法の特例法たることを確認しようとするものであります。

第二十五條は、地方公務員法において、研修、兼職等の具体的な規定が設けられませんでしたので、公立大学及びその附置の学校の教育公務員の研修、兼職等の責任者を、文部大臣から任命権者に改めることとしました。すなわち国の場合は文部大臣、地方の場合は地

方公共団体の長となります。これは、地方公務員法が制定されましたので、公立大学の所轄庁を地方公共団体の長とすることが、地方自治の本旨に沿うものと認められるからであります。

第二十五條の二から第二十五條の六までの規定は、公立学校の職員が、つまり校長、教員のみならず、事務職員、技術職員が、それ、単に都道府県、市町村の公務員である点から、地方公務員法の通りに規律されることとなりますので、特定の事項について、経過的に必要な措置を講じたものであります。

第二十五條の二は、公立学校の教育公務員の分限、懲戒、服務については、従来特例法施行令第九條、第十條によつて、都道府県の職員の例によつていきましたが、地方公務員法の施行に伴い、特例法第三十三條及びこれに基づく施行令第九條、第十條が失効し、各地方公共団体の条例、規則で定めることとなります。この場合、教育委員会が置かれていない市町村立学校の教育公務員の人事に関する事項は、都道府県教育委員会が所管していただきますので、市町村が定めることになり、適當でないと考えますので、都道府県立学校の職員の例によることといたしたのであります。

第二十五條の三は、先ほど申し上げました通り、第十五條第三項の規定が削除されますので、地方公務員法の原則通りとなりますが、この場合、教育委員会の置かれていない市町村の学校の職員に對する不利益処分は、都道府県の教育委員会が行うので、その事後審査も、市町村の人事委員会または公平委員会ではなく、都道府県の人事委員

会が行うようにするのが妥当であります。

第二十五条の四は、地方公務員法の施行に伴い、特例法第三十三条が失効いたしますので、これに基づく特例法施行令第十条及び第十一条が当然失効する。すなわち従来公立学校の教育公務員の給与については、国立学校の教育公務員の例によつては、国立学校の教育公務員の例によつては、各地方公共団体の条例で定められることになり、また勤務時間その他の勤務条件は、都道府県の吏員の例によつては、都道府県の吏員の例によつては、各地方公共団体の条例で定められることとなり、また、都道府県が、ただ市町村立学校のうち、小学校、中学校、盲学校、ろう学校、定時制高等学校の職員等の俸給等は、都道府県が負担しておりますので、給与条例を市町村が勝手に定めることは当を得ないで、都道府県が定めることとするのであります。勤務時間その他の勤務条件も、給与と密接な関係にあるので、これと同じ扱いにいたします。こうした場合教育委員会法第六十一条に規定されている教育委員会の原案送付等の手続によることを、特に念のため規定し、かつ市町村に教育委員会があれば、一応その意見も聴取することとしたのであります。

第二十五条の五は、公立学校の教育公務員の給与については、地方公務員法の第二十四条第三項によれば、国立学校の教育公務員のそれを考慮して定めるとなつておりますが、一歩進んで国と地方とを通ずる教育公務員それ自体の給与を体系づけるため、両者の権衡をはかるべきであるとの考え方が、あまねく全国に所在している国立

学校の教育公務員の給与を基準とすることをうたった次第であります。すでに国立学校の教育職員一般については、一般職の職員の給与に関する法律により人事院が特別に研究いたしましたので、その結果を国会、内閣に報告いたすことになつておりますし、また御承知のように公立学校の教員の給与については、種々財源とか個々の額とかで問題が多いのであります。教育公務員の給与体系が確立するまでは、少くとも地方自治行政のわく内で、その精神に抵触しない限度のかかる措置をなしたのであります。

第二十五条の六は、地方公務員法の一般原則で行くことは困る、すなわち同法によれば、各地方公共団体の区域内で職員団体をつくることになり、また、学校の職員については、大部分の市町村に教育委員会がないので、任命権は都道府県教育委員会にあり、また給与は前述の通り都道府県が負担する現状にありますが、いわば都道府県単位の職員団体を認めるべきであるとの考えに基くのであります。その団体の取扱いについては、地方公務員法に定める職員団体と同様の取扱いをいたすのであります。

第二十八条は、第九条の改正により不要となりますので、第二十九条とあわせて整備したものであります。

第三十三条は、先ほどお話し申しました通り、地方公務員法制定施行に伴い失効するので、他の規定と入れかえたのであります。すなわち今回新たに社会教育主事が教育公務員となるにつきまして、教育委員会が未設置の市町村に置かれた社会教育主事について、本来教育委員会またはその教育長が行

うべき職務、権限を、教育委員会がその市町村に設けられるまでは、市町村長が行うこととしたのであります。具体的には、市町村長が第十六条にいう採用、昇任の選考を行い、第十九条、第二十條の研修に関する事務をつかさどり、第二十一条の教育に関する他の職務の兼職等の許可を与えるわけであり、第三十四条は、すでに他の法律の改正で不要となつていたので削ります。附則第一項は、本法の施行の日を定めたものであります。そこで少くとも地方公務員法が施行されるまで、すなわち二月十三日までには公布いたしたのであります。しからざれば同法の規定中、給与、勤務時間、その他の勤務条件、服務、職員団体等に関する事項が、そのまま教育公務員に施行されることとなり、また附則第四項のごとく兼職議員がその日をもつて教員の職をやめなければならないことになり

ます。同じく第二項は第五條第三項から第五項までの改正により、大学管理機関の行う事前審査の方法が改められ、たので、現に審査中の事案についても、以後改正後の手続によらうとするものであります。なお、但書の意味は、本法公布即日施行の日に、実は説明書を受領して十五日以上三十日までの間にあり、いまだ審査の請求をしていない事案がありました場合、改正法にいう十四日の日限にかかわらず、三十日まででは従前通り審査の請求ができる措置とするものであります。

次の第三項は、第十五條第三項、第十八條第二項の削除により、現行法による不利益処分の審査制度が、地方公

務員法公布後八箇月を経過した日、すなわち八月十三日から地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定による人事委員会または公平委員会における審査制度にかかわることとなるのであります。現在すでに教育委員会において現行法により審査中のものにつきましては、旧制度と当然審査の方法もかわつて来ることであります。し、せつかく審査中にもかかわらず、ただちに人事委員会等に事件を引継ぐことは、不適当と思われ、引継ぎ教育委員会がそうした事件のみは最後まで審査してしまふということにしたいのであります。

最後に附則第四項は、公立学校の教育公務員で地方議会の議員を兼ねてゐる者は、施行令第十六條の規定によつて、なおその議員の残任期間中議員を兼ねることができるとありますが、二月十三日同条の失効に伴い兼ねることができなくなるのは、重大な既得権の剝奪となりますので、同趣旨のことをここに規定いたしましたのであります。

ちなみに昨年六月三十日現在で、議員を兼ねてゐるものは、都道府県会百二十七名、市町村会二千三百五十一名ほどでありまして、その大部分が現に兼職いたしておるのであります。以上をもちまして、補足説明を終ります。

○長野委員長 それでは、本日はこの程度で散会いたします。
午後二時四十一分散会

昭和二十六年二月三日印刷

昭和二十六年二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所